

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

大学発ベンチャーへの投資事業者の投資動機付けに関する事例調査

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

平成30年6月29日から平成30年9月28日

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 入札説明書の交付を受け、入札説明会に出席した者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 総務課 若宮

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年4月26日（木）15時00分から上記3.(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成30年5月8日（火）14時00分

文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）

- (4) 入札書及び提案書類の受領期限
平成30年5月28日(月) 12時00分
- (5) 技術審査の日時及び場所
平成30年6月1日(金) 14時00分
文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室(16V)
技術審査の開催時間については、入札者に対して5月31日(木) 18時00分までに通知する。
- (6) 開札の日時及び場所
平成30年6月15日(金) 14時00分
文部科学省16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室(16V)

4. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
- (4) 入札の無効
 - ① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
 - ② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

平成30年4月24日

支出負担行為担当官
科学技術・学術政策研究所長
坪 井 裕

仕 様 書

1. 委託業務内容

大学発ベンチャーへの投資事業者の投資動機付けに関する事例調査

2. 委託業務の目的

科学技術・学術政策研究所（以下、「研究所」という。）では、日本型イノベーションエコシステムにおいて必要な、人的・資金的要因、行政規制要因など、大学発の技術が実用化される際に必要な経済・環境的要因に関する調査研究を実施している。

本委託業務では、大学等発ベンチャーへの積極的な投資を行っているベンチャーキャピタルや組織への事例調査を行うことを目的とする。

3. 委託業務の内容

受託者は、上記目的を達成するため、次の（１）～（３）を実施すること。

（１）インタビュー調査の実施

受託者は次の（Ａ）（Ｂ）の要件にもとづきインタビュー調査を実施すること。インタビュー調査にあたっては、受託者は候補組織、質問事項について事前に研究所担当者と相談を行い、インタビューの予定を調整すること。

また、インタビュー調査結果は研究所担当者に随時報告すること。

（Ａ）インタビュー調査対象の選定

受託者は、大学等発ベンチャーへの積極的な投資を行っている15～20のベンチャーキャピタルや組織・団体等へのインタビュー調査を実施すること。

なお、調査対象には少なくとも次の属性の組織を含むものとする。それ以外に本委託業務の趣旨に照らして相応しいと考えられる調査対象を独自に提案すること。

- ・大学発ベンチャーへの投資に積極的な独立系ベンチャーキャピタル
- ・大学発ベンチャーへの投資に積極的なコーポレートベンチャーキャピタル
- ・政府系・大学系ベンチャーキャピタル

（Ｂ）設問の設定

受託者は、日本型イノベーションエコシステムにおいて必要な、人的・資金的要因、行政規制要因など、大学発の技術が実用化される際に必要な経済・環境的要因に関して仮説を立てた上で、それをインタビュー調査で検証するための設問を設定すること。

設問には少なくとも次の5項目を含むものとする。各項目について受託

者の過去の調査実績等と関連付けて、本委託業務の成果を高める具体的な設問の提案を行うこと。

- ・大学発ベンチャーへの投資の目的とリターンに対する考え方
- ・大学発ベンチャーへの投資を行う判断基準（人材、知的財産権、研究開発進展度、メディア・アワード効果、技術が実用化した際の社会的インパクト等）
- ・注目する地域（行政の方針や、国際戦略特区などの行政規制緩和による影響等）
- ・注目する技術領域
- ・大学発ベンチャーに不足している要素（大学発ベンチャー固有の問題点と、それ意外の外部環境要因）

（２）業務成果報告書の作成

受託者は、３．（１）で得られた調査結果に基づき、我が国の大学発技術を実用化するためのイノベーションエコシステムが構築される上で必要な要素、現状の課題についての考察を行い、業務成果報告書にとりまとめること。

4. 委託業務実施期間

契約日から平成30年9月28日

5. 成果物

受託者は以下の成果物を科学技術・学術政策研究所担当者に提出する。

- ・業務成果報告書[電子媒体及び紙媒体各1部]
- ・質問票[電子媒体1部]

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2 中央合同庁舎7号館 東館16階
文部科学省 科学技術・学術政策研究所 第2調査研究グループ

7. 応札者に求める要求要件

（１）要求要件の概要

- ①本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「（２）要求要件の詳細」に示す通りである。
- ②要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。

④必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

⑤これらの要求要件を満たしているか否かの判断およびその他提案内容の評価等は、技術審査会に置いて行う。総合評価落札方式に係る評価基準は別に示す「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

別添の「総合評価基準」の「評価項目および得点配分基準」と同様。

8. 守秘義務

(1) 受託者は、本委託業務の実施で知り得た情報を如何なるものにも漏洩してはならない。

(2) 受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区分して、善良な管理者の注意を持って管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

9. その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項、または、本仕様書について疑義が生じた場合は、研究所担当者とは適宜協議を行うものとする。

(2) 本委託業務の実施にあたっては、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に行わなければならない。

(3) 本業務で発生した全ての知的財産権等は、研究所に帰属する。

以上

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「大学発ベンチャーへの投資事業者の投資動機付けに関する事例調査」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「大学発ベンチャーへの投資事業者の投資動機付けに関する事例調査」

評価項目及び得点配分基準（*：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
*	1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。（過去の実績に関連付けて財政的リターン、社会・環境的リターンについての見解を抽出できる具体的な設問項目の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
*	1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
*	1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。（仕様書記載以外の候補の提案、過去の実績に関連付けたインタビュー対象候補の応諾の確度の具体性があればその内容に応じて加点する。）	5	10
*	1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
*	1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。（作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	13
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	5
*	2-1-1. 過去に資金調達、事業会社とのアライアンスに関する調査実績があること。（資金調達、事業会社とのアライアンスに関する調査の実績内容により加点する。）	5	5
	2-2. 組織の調査実施能力	10	4
*	2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。		4
*	2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制		4
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。		4
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	9
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
*	3-1-1. 過去に資金調達、事業会社とのアライアンスに関する調査実績があること。（資金調達、事業会社とのアライアンスに関する調査の実績内容により加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	4
*	3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。	5	
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。		4
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		3
	○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）を受けていること。 ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・プラチナくるみん認定）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。		3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

「大学発ベンチャーへの投資事業者の投資動機付けに関する事例調査」加付付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	5	3	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	4	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	2
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	4	2	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）			
・ 1段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	1		
・ 2段階目（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）	2		
・ 3段階目	3		
・ 行動計画（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主に限る。 （常時雇用する労働者の数が300人以下、計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）	0.5		
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定			
・ くるみん認定	1		
・ プラチナくるみん認定	2		
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ ユースエール認定	2		